

児童，保護を要する被害者又は証人の証言について 法廷で衝立及びビデオリンクを使用することに関する省令

司法大臣は，以下を確認し，

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国が 1992 年 10 月 15 日に批准した児童の権利に関する条約
- カンボジア王国政府の任命に関する 2004 年 7 月 15 日付勅令第 NS/RKT/0704/124 号
- 最高国民評議会が 1992 年 9 月 10 日に採択した UNTAC 法
- 刑事訴訟法を公布する 2007 年 8 月 10 日付勅令第 NS/RKM/0807/024 号
- 司法省設立に関する法律を公布する 1996 年 1 月 24 日付勅令第 NS/RKM/0196/04 号
- 重大犯罪の加重条件に関する法律第 8 条に関する 2007 年 7 月 10 日付決定第 092/003/2007 号
- 司法省の組織及び機能に関する 2000 年 4 月 7 日付政令第 19 号
- 犯罪被害者に関する国内原則及び国際法の施行に関して司法省が発した 2005 年 6 月 9 日付指示第 03/2005 号
- 児童の被害者又は証人からの聞き取りに法廷で衝立を使用することに関して司法省が発した 2007 年 3 月 3 日付文書第 617 kyrb/07 号
- 必要性

以下のように決定した。

第 1 章 一般条項

第 1 条

児童及び保護を要する被害者の証言聴取に際して法廷で衝立及びビデオリンクを使用する目的は，児童，保護を要する被害者又は証人が自らの経験について情報提供できる安全で協力的な環境を提供すること，児童の発達レベルに適した誘導的ではない適切な手段により正確な情報を引き出すこと，犯罪に関する情報をできる限り多く得ること，法廷での審理手続を促進すること，尋問及び尋問者の数を最小化して児童，保護を要する被害者又は証人のトラウマを軽減すること，並びに犯罪者との接触機会を減らし，児童，保護を要する被害者又は証人の個人の安全に対する脅威を軽減することである。

第 2 条

- 1- 原則として，児童，保護を要する被害者又は証人が関与する全ての事件では，主たる保護対策として法廷内の衝立を使用する。
- 2- 児童，保護を要する被害者又は証人が法廷内の衝立では十分ではない特別な保護を要する場合は，ビデオリンク証言を使用できる。
- 3- 次の場合には，法廷内の衝立及びビデオリンク証言を使用しなければならない。
 - a- 刑事事件において，児童，保護を要する被害者又は証人から証言を得る場合であって
 - b- かつ，被告人が法廷に出廷しており，

- c- かつ、法廷内に被告人が出廷している中で証言させることが、児童、保護を要する被害者又は証人に不当なストレス又はトラウマを与える場合。

ただし、児童、保護を要する被害者又は証人が法廷内の衝立及びビデオリンクの使用を望まない場合で、かつ、児童、保護を要する被害者又は証人、その弁護士又はソーシャルワーカーと協議した結果、これらを使用しないことが児童、保護を要する被害者又は証人の最善の利益に資すると裁判官が判断した場合は、この限りではない。

第2章 法廷内の衝立

第3条

審理の開始前に、裁判官は、児童、保護を要する被害者又は証人及びその弁護士に対して、衝立を使用する目的を説明しなければならない。

第4条

- 1- 衝立は、児童、保護を要する被害者又は証人が法廷に入る前に設置しなければならない。
- 2- 衝立は、児童、保護を要する被害者又は証人、裁判官、検察官及び弁護士が互いの姿を見たり声を聞いたりできるように設置しなければならない。
- 3- 被告人の利益保護の観点から、被告人の弁護士は特に、児童、保護を要する被害者又は証人の態度を観察することが認められる。

第5条

- 1- 児童、保護を要する被害者又は証人は、隔離された待合室で待機し、自らが証言する順番となった場合にのみ法廷に入室する。
- 2- 児童、保護を要する被害者又は証人は、親、ソーシャルワーカー、書記官、警察官又はその他適切な者などの適切な成人と共に法廷への入退出を行わなければならない。
- 3- 児童、保護を要する被害者又は証人による法廷への入退出は、次に定めるように、被告人と接触したり被告人を見たりすることが避けられる方法で行わなければならない。ただし、次に定める方法に限定されない。
 - a- 被告人が入廷する前に児童、保護を要する被害者又は証人が衝立の後ろに座り、児童、保護を要する被害者又は証人が法廷を出る前に被告人が法廷を出る。
 - b- 児童、保護を要する被害者又は証人が入廷する前に、被告人が衝立の後ろに座る。
 - c- 児童、保護を要する被害者又は証人が入廷している間は、被告人は常に衝立の反対側に待機する。
 - d- 児童、保護を要する被害者又は証人に法廷内での証拠確認をさせる必要がある場合、衝立を移動させ、確認作業終了後に元に戻す。

第6条

1. 児童，保護を要する被害者又は証人の証言は，カメラで記録しなければならない。
2. 児童，保護を要する被害者又は証人をより厚く保護し，苦痛の少ない環境を提供する場合，裁判所は，当事者，検察官，弁護士，法廷職員，証人及び支援員などの，法廷への入室が許された全ての人に場所の移動を命じることもできる。ただし，児童，保護を要する被害者又は証人，裁判官，検察官及び弁護士が互いの姿を見たりその声を聞いたりできること，並びに被告人の弁護士が児童，保護を要する被害者又は証人の態度を観察できることを条件とする。

第7条

- 1- 親，保護者，ソーシャルワーカー又は児童が選択した責任あるその他の成人などの法廷が承認した支援者は，必要に応じて，児童の隣かつ衝立の前に座ることができる。
- 2- 裁判官は，当該支援者に対して児童への指導をしないよう指示しなければならない。

第8条

- 1- 児童，保護を要する被害者又は証人は，自らの証言を終えた後可及的速やかに法廷を出ることが認められなければならない。
- 2- 衝立は，児童，保護を要する被害者又は証人が法廷を出た後でなければ撤去してはならない。

第3章

児童，保護を要する被害者の法廷内ビデオリンク証言の適用

第9条

検察官又は弁護士は，審理開始の時点で，児童，保護を要する被害者又は証人の証言を法廷以外の部屋で行い，その姿をビデオリンクを介して法廷に中継で映し出す旨の命令を申請することができる。

第10条

- 1- 本省令第9条に定める申請について検討する場合，裁判官は，児童，保護を要する被害者又は証人に被告人不在の場で質問し，児童，保護を要する被害者又は証人が法廷内で証言することについてどのように感じているのかを判断しなければならない。
- 2- 裁判官は，被告人の面前で児童，保護を要する被害者又は証人が感じる恐怖又は不快感のレベル，法廷内に他の成人がいる場合に児童，保護を要する被害者又は証人が感じる安心感のレベル，被告人に見られることについての感情，被告人の面前で証言をする場合に将来懸念される安全の問題について判断しなければならない。

第11条

裁判官は、次に定める要素を考慮したうえで、ビデオリンク証言の使用を許可又は拒否する命令を、その理由を記して発しなければならない。

- a- 児童，保護を要する被害者又は証人の年齢及び発達のレベル，並びに精神又は身体の障害を含む身体的，精神的，感情的健康面
- b- 犯罪の性質，児童，保護を要する被害者若しくは証人と被告人との関係，又は被告人若しくはその他の者により児童，保護を要する被害者若しくは証人に対してもたらされた，あるいはもたらされる可能性のある脅威
- c- 児童，保護を要する被害者又は証人が経験した身体的，感情的又は精神的苦痛
- d- 法廷又はその他の場所において以前に被告人と接触したときの児童，保護を要する被害者又は証人の反応
- e- 証言の主題について協議した際に，審理前に見せた児童，保護を要する被害者又は証人の反応
- f- 児童，保護を要する被害者又は証人が証言する事件に関して，児童，保護を要する被害者又は証人が見せた具体的ストレスの症状及び家族の態度
- g- 法廷の環境及び法廷の手續方法等の関連するその他の要素

第4章

ビデオリンク証言中における支援者及び法廷職員の役割及び責任

第12条

- 1- 裁判所が児童，保護を要する被害者又は証人に対して中継のビデオリンク証言を介して証言することを許可する命令を下した場合，児童，保護を要する被害者又は証人が証言する間，常に支援者が同席しなければならない。支援者は常に，児童，保護を要する被害者又は証人に付き添わなければならない。
- 2- 女兒に対する性的暴行事件の場合，可能であれば，支援者は女性とする。
- 3- 支援者として指名できる者としては，ソーシャルワーカー，児童の親若しくは近親者，保護者，警察官又は社会福祉若しくは児童の保護に関して適切な研修を受けたその他の者が含まれる。

第13条

児童，保護を要する被害者又は証人の証言中は，法廷職員も共に常に付き添わなければならない。付き添いの法廷職員の主な役割は，ライブリンク機器が正しく機能していることを確認することである。付き添いの法廷職人は，適切な研修を受けた場合，支援員となることもできる。

第14条

児童，保護を要する被害者又は証人が証言をする前に，次の手順を履践しなければならない。

- a- 法廷職員は，児童，保護を要する被害者又は証人のための証言室の準備が整っていることを確認する。

- b- 法廷職員は、児童、保護を要する被害者又は証人及び支援者を待合室に案内する。
- c- 支援者は常に、児童、保護を要する被害者又は証人に付き沿う。
- d- 法廷職員は、児童、保護を要する被害者又は証人及び支援者をビデオリンク室に案内する。

第15条

ビデオリンク室では、法廷職員及び支援員は、次の手順を履践する。

- a- 児童、保護を要する被害者又は証人を椅子に着座させ、マイクを衣服に固定する。
- b- 廊下に注意書きを掲示し、ドアを閉める。
- c- 児童、保護を要する被害者又は証人の隣に座り、カメラに映る位置に入る。
- d- 裁判官の指示に従い宣誓又は約束の言葉を述べ、必要に応じて児童、保護を要する被害者又は証人に復唱させる。
- e- 関連事項について法廷と連絡する。
- f- 児童、保護を要する被害者又は証人が室内にいる間は、常に同席する。
- g- 児童、保護を要する被害者又は証人が放送をはっきりと見たり聞いたりできていることを確認する。
- h- 児童、保護を要する被害者又は証人の姿や声が、中継ビデオリンクを介して法廷から常にはっきりと見え、聞こえていることを確認する。
- i- 証言録取中は、弁護士及び被告人から見える位置にいる。
- j- 児童、保護を要する被害者又は証人に証拠を提示することを法廷から命じられた場合、児童、保護を要する被害者又は証人に何も言わずに手渡す。
- k- 許可を得ていない者が入室しないようにする。
- l- ビデオリンク室に同席している他の者が、児童、保護を要する被害者又は証人を妨害し、干渉し、又は畏怖させようとしていないことを確認する。

第16条

ビデオリンク室内の支援者又はその他の技術者は、次の行為を行ってはならない。

- a- 手続の前又は進行中に、事件又は証拠に関して、児童、保護を要する被害者又は証人に話しかけたり、手続を妨害したりすること。
- b- 何らかの不具合を裁判官に知らせる目的以外で、法廷の手続の進行を妨害したり干渉したりすること。
- c- 何らかの方法により児童、保護を要する被害者又は証人に刺激や影響を与えること。

第5章

児童、保護を要する被害者又は証人の保護

第17条

- 1- ビデオリンク証言は、カメラで記録しなければならない。
- 2- 児童、保護を要する被害者又は証人が、審理中に被告人を特定する必要がある場合、裁判所は、被告人を特定する目的においてのみ児童、保護を要する被害者又

は証人を法廷に入室させるか，児童，保護を要する被害者又は証人がテレビモニターに映る被告人の画像により，被告人を特定することを認めることができる。

第6章 記録

第18条

児童，保護を要する被害者又は証人の証言は，ビデオテープ又はデジタルディスクに録画して，法廷記録の一部とすることができる。当該ビデオテープ又はデジタルディスクは，秘密情報とみなされ，秘密情報の表示を付さなければならない。

第7章 最終規定

第19条

本省令は，署名日に効力を発する。

プノンペン 2008 年 10 月 6 日
司法大臣
Ang Vongvathana